

## 自認書～ 駐車場の所有・管理が申請者（届出者）自身の時の書類です

### 【保管場所使用権原疎明書面（自認書）】の記載例

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請 届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

水戸 警察署長 殿

（元号）8年12月1日  
〒（310-8550）

住所 茨城県水戸市笠原町△△番地  
コープ県庁前101号

電話 029-301-XXXX

氏名 茨城 太郎

- 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時にを行う
- 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時にを行うといった、場所の表示（○市×町△丁目□番○号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、自認書は1通の提出で足ります。

○ 軽自動車以外の自動車についての申請（新規購入、買い替え、転居等）の場合 →「証明申請」

○ 保管場所届出（軽自動車など）の場合 →「届出」

に○印を付けてください。

保管場所である土地が  
○ 自己所有の場合  
→「土地」  
○ 土地・建物の両方が自己所有の場合  
→「土地」・「建物」の両方に○印を付けてください。

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

書類作成日を記載してください（書類の提出日ではありません）。

申請者又は届出者御自身の情報を記載してください。